

第6次鴻巣市総合振興計画「基本構想(案)」における パブリックコメントを募集

現在、平成29年度を始期とする、新たな時代に対応できるまちづくりの指針となる「第6次鴻巣市総合振興計画」の策定を進めており、5月から6月には「基本構想(素案)」を示し「市民の皆さんが求める、市の目指すべき将来展望」について、意見公募を行いました。

このたび、いただいた意見を参考に「基本構想(案)」としてまとめましたので、改めて皆さんからの意見を募集します。

募集期間／8月22日(月)～9月21日(水)

対象／次のいずれかに該当する方 ○市内在住・在勤・在学の方 ○市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・その他の団体

閲覧場所／総合政策課、両支所市政情報コーナー、各公民館、市ホームページ

提出方法／閲覧場所に備えの意見書(市ホームページにもあります)に意見を記入し、住所・氏名・電話番号を記入のうえ、持参・郵送・FAX・メールで総合政策課(〒365-8601中央1-1・FAX543-5480・メールsogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp)

意見に対する回答／意見に対する個別の回答は行いません。意見の要旨をホームページ等でお知らせします
その他／個人情報については、本件以外の目的には使用しません

問い合わせ／総合政策課(内線2237)

平成28年度 臨時福祉給付金、 障害・遺族年金受給者向け給付金を支給します

■臨時福祉給付金

対象／平成28年度分の住民税が課税されない方
※住民税において、課税者の扶養となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象となりません

支給額／対象者1人につき3,000円

■障害・遺族年金受給者向け給付金

対象／平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方。ただし、高齢者向け給付金の受給者を除きます

支給額／対象者1人につき30,000円

【共通事項】

申請期間／8月29日(月)～平成29年3月1日(水) ※対象者と思われる方へ8月26日(金)より申請書を郵送します

その他／「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。不審な問い合わせなどがありましたら、鴻巣警察署(☎543-0110)又は警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください

問い合わせ／8月29日(月)～9月26日(月)の平日8時30分～17時15分・土曜日8時30分～12時にコールセンター(☎0570-025-896)、又は福祉課社会福祉担当(内線2608)

請求はお済みですか？ 第10回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

第10回特別弔慰金は、戦没者の死亡当時のご遺族で、基準日(平成27年4月1日)において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、下記の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係等のあった①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 前記以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 1～4以外の三親等内親族で戦没者等の死亡時まで1年以上生計関係のあった方

※先順位者が平成27年4月1日において死亡している場合は、次の順位の方が請求者になります。

支給内容／額面25万円の5年償還の記名国債で支給

請求窓口／福祉課社会福祉担当・両支所福祉グループ

請求期限／平成30年4月2日(月)

問い合わせ／福祉課社会福祉担当(内線2613)

